

京都市告示第 299号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成16年9月30日

京都市長 榎本頼兼

道路の種類 府道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別		延 長	敷地の幅員	備 考
		旧	A			
京都八幡木津 自転車道線	伏見区納所町223番地の1地 先から 同区淀木津町600番地の1地 先まで	旧	A	メートル 571.60	3.20 ~メートル 6.40	A及び Bは、 関係図 面で表 示する 敷地の 区分を いう。
		新	A	571.60	3.20 ~ 6.40	
			B	651.80	3.00	

(建設局道路部道路明示課)